別紙1-2-4-1-4-1

系統として機能、性能を達成する設備 (放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 前処理建屋換気設備)

<u>目次</u>

1.	. 概要
2.	. 要求される機能、性能と主流路の考え方
	(1) 要求される機能、性能について
	a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
	b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能
	(2) 前処理建屋換気設備に係る主流路の考え方
	a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
	(a) 第 24 条: 廃棄施設
	i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】
	(b) 第 28 条:換気設備
	i.【換気設備による換気】
	(c) 第 10 条 : 閉じ込めの機能 8
	i.【放射性物質の保持機能】
	ii.【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
	iii.【設計基準事故時における閉じ込め機能】10
	b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能1
	(a) 第39条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備1
	i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)
	(b) 第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備.1:
	i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)
	(3) 主流路範囲の設定 14
	a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能1
	(a) 第 24 条: 廃棄施設 15
	i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】1
	(b) 第 28 条: 換気設備 15
	i.【換気設備による換気】1
	(c)第 10 条:閉じ込めの機能15
	i.【放射性物質の保持機能】1
	ii.【放射性物質を保持する系統の負圧維持】1
	iii.【設計基準事故時における閉じ込め機能】1
	b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能2
	(a) 第 39 条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 2

i . 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (管理放出:蒸発乾固)]
	21
(b) 第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備.	21
i .【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (管理放出:水素爆発)]
	21
(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方	23
a. 主流路として設定しない範囲	23
3. 要求される耐震クラスの考え方	27
(1) 事業変更許可申請書の耐震クラス	27
(2) 前処理建屋換気設備に係る系統機能と耐震クラス	35
4. 抽出結果	38

添付1:別紙2 機能要求②抜粋(前処理建屋換気設備)

(1) 系統機能及び基本設計方針番号の整理表 (前処理建屋換気設備)

添付2:申請対象設備リスト(前処理建屋換気設備)

添付3:申請対象設備抽出結果(前処理建屋換気設備)

(1) 前処理建屋換気設備

抽出リスト(機器)

抽出リスト (配管)

共通09 別紙1-2-4-1-4-1 前処理建屋換気設備 ②-bの理由整理表

EFD矢羽根取合い概要

色塗り結果 (設計図書等)

1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備のうち、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 換気設備 前処理建屋換気設備(以下、「前処理建屋換気設備」という。)に係る系統として達成する機能、性能について前処理建屋換気設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

(1)要求される機能、性能について

前処理建屋換気設備に係る系統として達成する機能、性能について、設計インプットである機能要求②が要求される条文の基本設計方針(共通09 本文 添付-3 第1表及び本別紙 添付1:別紙2 機能要求②抜粋(前処理建屋換気設備)参照)との関係について以下に示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

条文	系統機能名	別紙2との関係 (基本設計方針 紐付け番号)
(a) 第24条:廃棄施設	i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】	24条-3
(b) 第28条:換気設備	i. 【換気設備による換気】	28条-4,5
	i. 【放射性物質の保持機能】	10条-1
(c) 第10条: 閉じ込めの機能	ü. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】	10条- <u>15</u>
	ii. 【設計基準事故時における閉じ込め機能】	10条- <u>16</u>

b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

条文	系統機能名	別紙2との関係 (基本設計方針 紐付け番号)
(a) 第39条: 冷却機能の喪失による蒸 発乾固に対処するための設備	i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】	【代替換気設備】 39条-9,32
(b) 第40条: 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】	【代替換気設備】 40条-9,32

(2) 前処理建屋換気設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、前処理建屋換気設備に係る主流路を設定する。

前処理建屋換気設備に係る機能、性能について、「2. (1)要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」、「b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す

前処理建屋換気設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第24条:廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第28条:換気設備」、「第10条:閉じ込めの機能」、「第39条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」及び「第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」に関する範囲を特定する。

- a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
 - (a) 第 24 条: 廃棄施設
 - i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】

前処理建屋換気設備は、前処理建屋給気系及び前処理建屋排気系で構成し、セル、グローブボックス(以下、「セル等」という。)及び前処理建屋室内(以下、「室」という。)の換気・空調、排気の浄化及び空気汚染の拡大防止(セル等及び室の負圧維持)を行う設備である。

前処理建屋排気系は、放射線業務従事者及び公衆への放射線被ばくを防止するため、汚染のおそれのある区域(セル等及び室)の空気中に含まれる放射性エアロゾルを高性能粒子フィルタで除去し、排風機により

を経由して主排気筒へ移送するととも

に、汚染のおそれのある区域(セル等及び室)を常時負圧に維持する設備である。

前処理建屋排気系は、4系統の排気系で構成し、汚染のおそれのある区域(セル等及び室)の空気の浄化、主排気筒への排気及び汚染のおそれのある区域(セル等及び室)の負圧維持を行うための【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、以下の系統を主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に関する機能は、「汚染のおそれのある区域(セル等及び室)からの空気の浄化を行う高性能粒子フィルタ」、「セル等及び室の換気、空気汚染の拡大防止(セル等及び室の負圧維持)並びに浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機」、「汚染のおそれのある区域(セル等及び室)からの空気を移送するダクト」及び「換気設備による浄化後の空気を廃棄するための主排気筒」で構成される系統によって機能が発揮され、これらを主流路として設定する。

【放射性気体廃棄物の処理及び排気】に係る前処理建屋換気設備の主流路の範囲は、以下のとおり。(第2-1図参照)

<汚染のおそれのある区域(セル等及び室)からの空気の浄化を行う高性能粒子 フィルタ>

• 溶解槽セル排気フィルタユニット、セル排気フィルタユニット及び建屋排気 フィルタユニット

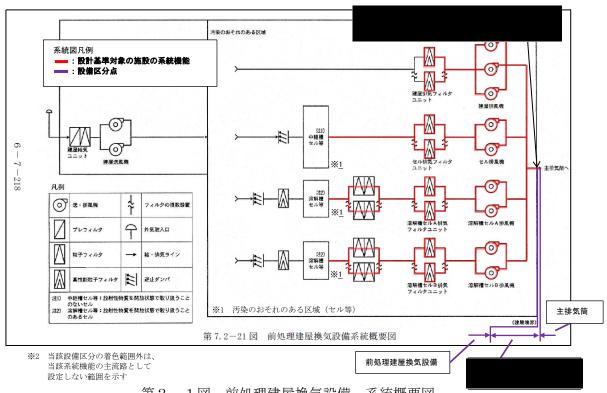
<セル等及び室の換気、空気汚染の拡大防止(セル等及び室の負圧維持)並びに 浄化後の空気を主排気筒へ移送する排風機>

溶解槽セル排風機、セル排風機及び建屋排風機

<汚染のおそれのある区域(セル等及び室)からの空気を移送するダクト>

- 再処理設備本体 溶解施設 溶解設備(以下、「溶解設備」という。)及び 再処理設備本体 溶解施設 清澄・計量設備(以下、「清澄・計量設備」と いう。)の【セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収】の漏えい液受け皿 **1を設置しているセル^{**4}から主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、前 処理建屋換気設備と するダクトの合流部まで**4
- その他再処理設備の附属施設 その他の主要な事項 分析設備(以下、「分析設備」という。)の【放射性物質の保持する系統の負圧維持機能】(グローブボックス、フード)のグローブボックス^{※2,4}から主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、前処理建屋換気設備と からの空気を移送するダクトの合流部まで(第2-1図参照)^{※4}
- せん断セル^{※3,4}から主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、前処理建屋 換気設備と
 からの空気を移送するダクトの合流部まで(第2-1図参照)
- 建屋排気フィルタユニットから主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、 前処理建屋換気設備と からの空気を移 送するダクトの合流部まで
 - ※1 「別紙1-2-2-2-1 溶解設備」及び「別紙1-2-2-2-2 清澄・計量設備」で抽出
 - ※2 「別紙1-2-5-3-1 分析設備」で抽出
 - ※3 せん断セル: 「別紙1-2-2-1-2 せん断処理設備」で抽出されるせん 断機を設置するセル
 - ※4 以下、当該セル及びグローブボックスを「セル等の汚染のおそれのある区域」という。

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(a)第24条:廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示す。



第2-1図 前処理建屋換気設備 系統概要図 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-21図抜粋)

(b) 第28条: 換気設備

i.【換気設備による換気】

放射線業務従事者の放射線障害の防止を図るため、汚染のおそれがある区域(セル等)及び建屋排気フィルタユニットからの空気を主排気筒まで移送するラインを主流路として設定する。また、換気にあたっては、公衆の放射線障害の防止を図るため、汚染のおそれがある区域(セル等及び室)からの空気を主排気筒まで移送するラインにフィルタを設置し、これを主流路として設定する。この範囲は、「(a)第24条:廃棄施設 i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-1図参照)

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(b)第28条:換気設備 i.【換気設備による換気】」に示す。

(c) 第10条:閉じ込めの機能

i.【放射性物質の保持機能】

前処理建屋換気設備は、汚染のおそれがある区域(セル等及び室)の空気を取り扱うことから、汚染のおそれがある区域(セル等)及び建屋排気フィルタユニットから空気を主排気筒まで移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、

「(a) 第24条: 廃棄施設 i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-1図参照)

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(c)第10条:閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】

常時負圧に維持する必要がある汚染のおそれのある区域(セル等)及び建屋排気フィルタユニットから排風機まで空気を移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条:廃棄施設 i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

【放射性物質を保持する系統の負圧維持】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条:廃棄施設 i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。(第2-1図参照)

- 溶解槽セル排風機、セル排風機及び建屋排風機
- 汚染のおそれのある区域(セル等)及び建屋排気フィルタユニットから各排 風機まで空気を移送するダクト

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(c)第10条:閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に示す。

iii.【設計基準事故時における閉じ込め機能】

前処理建屋換気設備は、設計基準事故時においてもその他再処理設備の附属施設動力装置及び非常用動力装置 電気設備(以下、「電気設備」という。)のディーゼル発電機(「別紙1-2-5-1-1-1 ディーゼル発電機」で抽出)より建屋排風機、セル排風機及び溶解槽セル排風機の運転に必要な電力が供給され、可能な限り負圧を維持することで、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する必要があることから、汚染のおそれのある区域(セル等)からの空気を主排気筒まで移送するラインを主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条:廃棄施設 i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」で示した主流路の範囲に含まれる。

各排風機への給電に係る電気設備に関する機能、性能については「別紙1-3」に示す

【設計基準事故時における閉じ込め機能】の機能を達成するために必要な範囲は、「(a) 第24条:廃棄施設 i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に示した範囲のうち、以下のとおり。(第2-1図参照)

- 溶解槽セル排気フィルタユニット、セル排気フィルタユニット及び建屋排気 フィルタユニット
- 溶解槽セル排風機、セル排風機及び建屋排風機
- 汚染のおそれのある区域(セル等)から主排気筒まで空気を移送するダクトのうち、前処理建屋換気設備と からの 空気を移送するダクトと合流部まで

主流路の具体的な範囲は「2.(3)主流路範囲の設定」の「(c) 第10条: 閉じ込めの機能 iii.【設計基準事故時における閉じ込め機能】」に示す。

- b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能
 - (a) 第39条: 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
 - i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】

蒸発乾固の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至ると、蒸気の影響により放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 塔槽類廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 (以下、「前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備」という。)の高性能粒子フィルタの処理能力が低下する可能性があることから、気相中に移行した放射性物質の大気中への放出を防止するため、前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断し、気相中に移行した放射性物質をセルに導出する。この際、セル内の圧力上昇を抑制するため、蒸発乾固の発生を仮定する機器で発生した蒸気を凝縮器で凝縮させるとともに、放射性物質の低減のため、凝縮器の下流側に設置するセル導出ユニットフィルタの高性能粒子フィルタを経由してセルに導出する。また、凝縮器での蒸気の凝縮により発生する凝縮水は、漏えい液受皿等に貯留する。

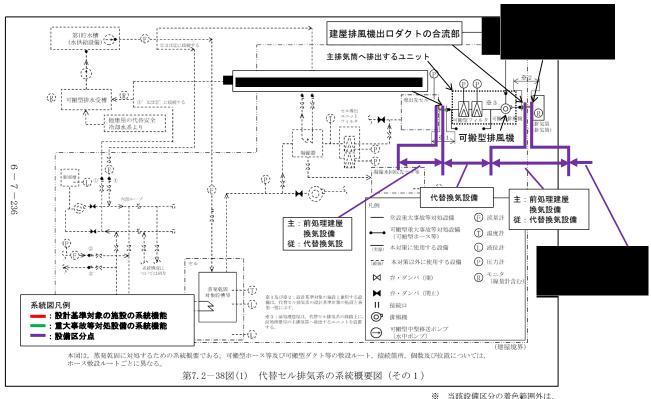
さらに、放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設 代替換気設備(以下、「代替換気設備」という。)の代替セル排気系により放射性エアロゾルを低減した上で、主排気筒を介して、大気中に放出する。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】 に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は、「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」 に示す。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (管理放出:蒸発乾固)】 に係る前処理建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。(第2-2図参照)

- 導出先セルから
- 建屋排風機出口ダクトの合流部から前処理建屋換気設備と

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(a)第39条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 i. 【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】」に示す。



※ 当該設備区分の着色範囲外は、 当該系統機能の主流路として 設定しない範囲を示す

第2-2図 代替換気設備の系統概要図 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-38図(1)抜粋)

- (b) 第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
- i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】 水素爆発が発生すると、水素爆発によって発生する飛まつに放射性物質が同伴して 気相中に放射性エアロゾルとして移行し、大気中へ放出される放射性物質の量が増加 する。このため、「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器 (以下、「水素爆発の発生を仮定する機器」という。)の気相中に移行する放射性物質を セルに導出し、大気中へ放出される放射性物質を低減する。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】 に関する機能の系統構成と主流路を設定する範囲は「別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備」 に示す。

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (管理放出:水素爆発)】 に係る前処理建屋換気設備の範囲は、以下のとおり。(第2-2図参照)

- 導出先セルから
- 建屋排風機出口ダクトの合流部から前処理建屋換気設備と

【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】 に係る前処理建屋換気設備の範囲は、水素爆発の発生に伴い水素爆発の発生を仮定する機器の気相中に移行した放射性物質の導出先セルと蒸発乾固の発生に伴い蒸発乾固の発生を仮定する機器の気相中に移行した放射性物質の導出先セルが同じであることから、「(a) 第39条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-2図参照)

主流路の具体的な範囲は「2.(3)主流路範囲の設定」の「(b) 第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】」に示す。

(3) 主流路範囲の設定

前処理建屋換気設備の主流路範囲を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 前処理建屋換気設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器及び主配管を用いて示し、主となる系統機能【放射性気体廃棄物の処理及び排気】単位を基本とし、重大事故等対処設備として機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

設定した主流路範囲内の主要機器及び主配管は、「添付3(1)前処理建屋換気設備」の抽出リスト及び「添付2申請対象設備リスト」に整理するが、配管については、系統機能、流体が異なる単位毎(主配管グループ)に纏め、配管の系統機能が【放射性気体廃棄物の処理及び排気】の場合は「主配管(建屋換気系)」、配管の系統機能が【放射性気体廃棄物の処理及び排気】と【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】を兼用する場合は「主配管(建屋換気系、代替換気系)」等と記載する。また、系統概要図(第3-1図~第3-2図)と「添付3

(1)色塗り結果(設計図書等)」として添付している各EFDの関連性を明確にするため、系統概要図上には各EFDの境界およびシート番号を図示している。EFD境界を跨ぐ配管は、それぞれのEFDでは矢羽根で取合いを示しており、EFD間の矢羽根の取合いの概要及び具体的な取合い表示は「添付3 EFD矢羽根取合い概要」のとおり。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の 名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 別紙1-2における共通的な記載事項」に従 い、仕様表作成段階までに詳細化(from-to形式)を実施する。

前処理建屋換気設備は「2. (2) 前処理建屋換気設備に係る主流路の考え方」の第2-1図で示したとおり、「第28条:換気設備 i.【換気設備による換気】」に関する機能、「第10条:閉じ込めの機能 i.【放射性物質の保持機能】」に関する機能、「第10条:閉じ込めの機能 ii.【放射性物質を保持する系統の負圧維持】」に関する機能及び「第10条:閉じ込めの機能 iii.【設計基準事故時における閉じ込め機能】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第24条:廃棄施設 i.【放射性気体廃棄物の処理及び排気】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

また、「2. (2) 前処理建屋換気設備に係る主流路の考え方」の第2-2図で示したとおり、「第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲は「第39条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲と同じであることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

- a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
 - (a) 第 24 条: 廃棄施設
 - i. 【放射性気体廃棄物の処理及び排気】
 - (b) 第 28 条: 換気設備
 - i.【換気設備による換気】
 - (c) 第10条:閉じ込めの機能
 - i.【放射性物質の保持機能】
 - ii.【放射性物質を保持する系統の負圧維持】
 - iii.【設計基準事故時における閉じ込め機能】

前処理建屋換気設備の【放射性気体廃棄物の処理及び排気】、【換気設備による換気】、【放射性物質の保持機能】、【放射性物質を保持する系統の負圧維持】及び【設計基準事故時における閉じ込め機能】に係る主流路(第3-1図及び第3-1表、第3-2表参照)の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐダクト(「⇒」で示す)が主配管であり、名称は「主配管(建屋換気系)」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備 (カッコ内設備)を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するもので ある。

<汚染のおそれのある区域(セル等)に係る範囲>

・ [セル等*1]⇒溶解槽セル排気フィルタユニット⇒溶解槽セル排風機⇒ [前処理建屋換気設備と

*²] ⇒ [主排気筒]

[セル等*1] ⇒セル排気フィルタユニット⇒セル排風機⇒

[前処理建屋換気設備と

*²] ⇒ [主排気筒]

<汚染のおそれのある区域(室)の範囲>

• 「室※3] ⇒建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒

「前処理建屋換気設備と

※2] ⇒ [主排気筒]

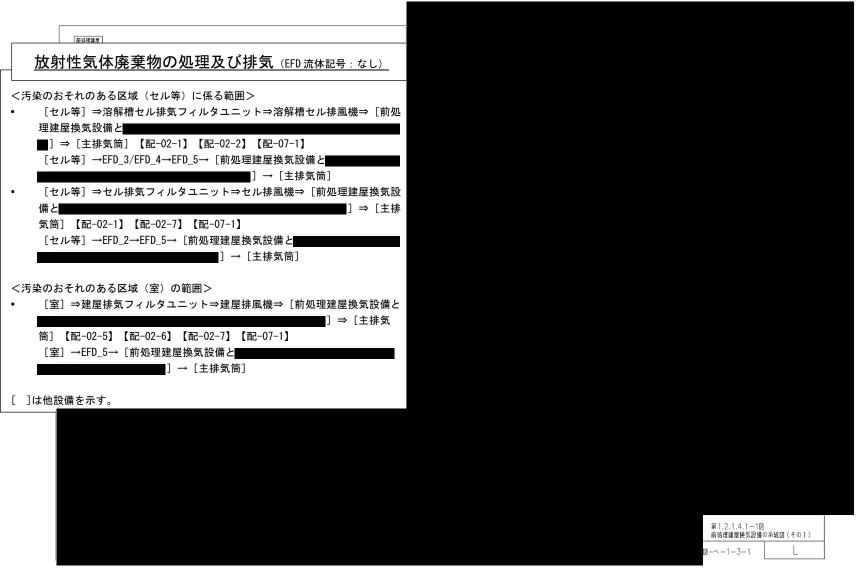
※1 セル等:セルと前処理建屋換気設備の設備区分点は、セル内の前処理建 屋換気設備のダクト開口部とする。分析設備のグローブボックスと前処 理建屋換気設備の設備区分点は、前処理建屋換気設備の合流部とする。 **※** 2

の合流部とする。

※3 汚染のおそれのある区域(室)から建屋排気フィルタユニットまでの範囲は主流路と設定しない。主流路と設定しない理由は「2. (4)留意事項」に示す。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-5-3-1 分析設備 別紙1-3 主排気筒

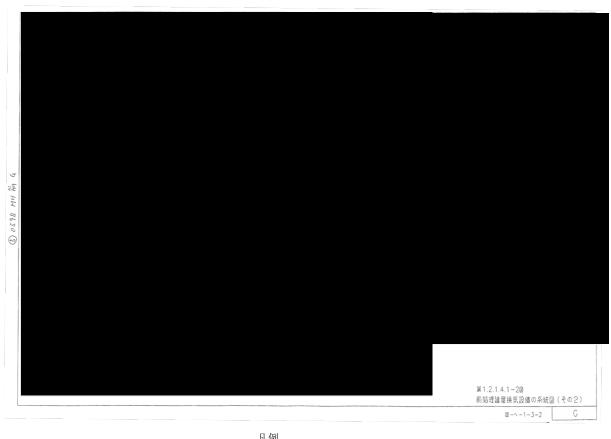


第3-1図(1) 前処理建屋換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)



第3-1図(2) 換気設備 系統図(放射性気体廃棄物の処理及び排気)

第3-1表 前処理建屋換気設備 排気対象セル表



凡例

■ のうち、 が排気対象の塔槽類

: EFD シート番号

第3-2表 前処理建屋換気設備 設備名称表

	接続記号 A	系統番号	
	А		設 備 名 称
			溶解施設の溶解設備
	B		溶解施設の溶解設備
			酸及び溶媒の回収施設の第1酸回収系
			液体廃棄物の廃棄施設の第3低レベル廃液処理系
			酸及び溶媒の回収施設の第1酸回収系
			溶解施設の溶解設備
			その他再処理設備の附属施設の前処理建屋の分析設備
)			液体廃棄物の廃棄施設の油分除去系
			その他再処理設備の附属施設の化学薬品貯蔵供給系
			放射線監視設備
	С		溶解施設の溶解設備
4			せん断処理・溶解廃ガス処理設備
The last			その他再処理設備の附属施設の一般蒸気系
E E			その他再処理設備の附属施設の一般圧縮空気系
	D		酸及び溶媒の回収施設の第1酸回収系
8888	E		酸及び溶媒の回収施設の第1酸回収系
	F		溶解施設の清澄・計量設備
<u></u>			その他再処理設備の附属施設の前処理建屋の分析設備
)			その他再処理設備の附属施設の前処理建屋の分析設備
	EFD_8		その他再処理設備の附属施設の前処理建屋の分析設備
Ì	G		せん断処理施設のせん断処理設備
	. [溶解施設の溶解設備
}	Н		せん断処理施設のせん断処理設備
-			溶解施設の溶解設備
	凡例	が排気対象の対象の対象である。	

- b. 重大事故等対処設備に係る機能、性能
 - (a) 第39条: 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
 - i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】
 - (b) 第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
 - i.【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】

前処理建屋換気設備の【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:蒸発乾固)】及び【セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(管理放出:水素爆発)】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管(「⇒」で示す)が主配管であり、名称は「主配管(代替換気系)」とする。なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備(カッコ内設備)を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<導出先セルから主排気筒への排気ライン>

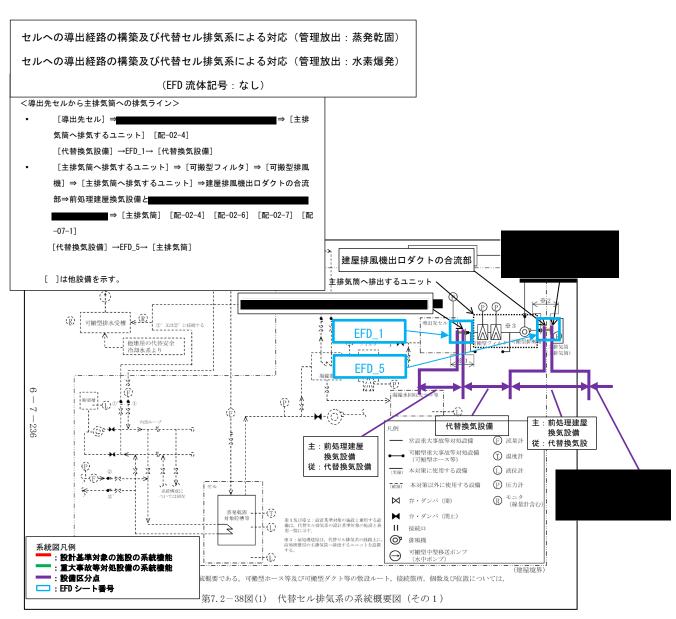
- [導出先セル^{*3}] ⇒ [主排 気筒へ排気するユニット^{*2}]
- [主排気筒へ排気するユニット*2] ⇒ [可搬型フィルタ*2] ⇒ [可搬型排風機
 **2] ⇒ [主排気筒へ排気するユニット*2] ⇒ 建屋排風機出口ダクトの合流部*1
 ⇒前処理建屋換気設備と

^{※1}⇒ [主排気筒] (第3-2図参照)

- ※1 二重下線部は設計基準対象の施設と兼用する主要機器等を示す。
- ※2 代替換気設備
- ※3 溶解設備の放射性配管分岐第1セル漏えい液受け皿を設置しているセルを示す。

代替換気設備内におけるセルへ導出後の放射性物質を移送するダクト(代替換気設備)と前処理建屋換気設備との取合いはとする。また、代替換気設備内におけるセルへ導出後の放射性物質を移送するダクト(代替換気設備)と前処理建屋換気設備との取合いは、建屋排風機出口ダクトの合流部とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。 別紙 1-2-4-1-5 代替換気設備 別紙 1-3 主排気筒



第3-2図 代替換気設備の系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.2-38図(1)抜粋)

(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。

2. (3)にて整理した各条文の系統機能を担保している主流路範囲の概要を第4-1図に示し、再処理施設に共通する主配管にしない対象の考え方を「第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」においてアルファベットごとに分類し、第4-1図にそのアルファベットを記載することで、主配管としない考え方を系統概要図上で示している。

また、「添付3 (1) ②-bの理由整理表」では、設備ごとの主配管としない考え方を番号で整理し、「添付3 (1) 色塗り結果(設計図書等)」のEFDごとに主配管にしない対象(色塗りされていない範囲)にそれぞれ青四角番号を付記し、第4-1表のアルファベットの分類と各設備の「②-bの理由整理表」の青四角番号と紐づけて示している。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統 として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器と して抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器とし て抽出しない。

上記以外の前処理建屋換気設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項に ついて、以下に示す。

a. 主流路として設定しない範囲

前処理建屋換気設備において主流路と設定しない範囲及び理由を以下に示す。

- <u>当該系統は安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当せず、</u>セル等以外の室から建屋排気フィルタユニットまでの排気経路は、室における平常時及び異常時に想定される表面汚染の程度及び空気汚染の程度が、セル等の表面汚染の程度及び空気汚染の程度よりも十分低く、放出放射能量への寄与も極めて低いため、技術基準適合を示すために仕様を特定する範囲に含まれないことから、当該設備を主流路と設定しない。(第4-1図 個別1参照)
- <u>当該系統は安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当せず、</u>前処理建屋給気系は、建屋の換気・空調のバランスを保つための系統であり、万一送風機が停止しても排風機のみの運転により閉じ込め機能等を確保できるため、<u>技術基準適合を示すために仕様を特定する範囲に含まれないことから、</u>当該設備を主流路と設定しない。(第4-1図 個別2参照)

□内の(アルファベット記号、個別)は主流路として設定しない理由分類を示す。 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4)主流路として設定しない範囲及びその 考え方にて示す。 第1.2.1.4.1-1図 前処理建屋換気設備の系統図(その1) 3-1-3-1

第4-1図(1) 前処理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図



第4-1図(2) 前処理建屋換気設備に係る主流路の範囲及び主流路として設定しない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方

分類	主配管としない理由の類型	主配管としない対象 <u>(例)</u>	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン ・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのド レンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に液張り(容器内への液張り、容器等シール部への液張り)を行う液張 りライン ・機器等の保護の観点で設置するベントライン	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用
В	バイパスライン	・計器 (流量計) の保守時に使用するバイパスライン ・客器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン	するラインであるため、主配管としない。
С	テストライン	・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン	
D	除染・洗浄ライン	・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン	
Е	ミニマムフローライン	・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー (逃がし) ライン	機器故障を防止するために使用するラインであるた め、主配管としない。
F	オーバーフローライン	・ 万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン	機器故障等で万が一使用する非定常ラインであるた め、主配管としない。
		 ・溶液等のポンプ(動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット)による機律ライン ・圧縮空気(かくはん用空気によるパルセータ含む)による機律ライン 	溶液等均質化を目的として使用するラインであるた め、主配管としない。
G	循環(攪拌)ライン	・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン	熱交換により発生する凝縮水を回収 (循環) する目的で使用するラインであるため、主配管としない。
		・ 万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・ 万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン	再利用を目的として使用するラインであるため、主配 管としない。
Н	サンプリングライン	・分析試料を採取するためのサンブリングライン・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために しようするラインであるため、主配管としない。
I	計装ライン	・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング(計 装用空気配管)、ガイドバイブ	計装配管及び計装信号ラインであるため、主配管としない。
J	機器駆動用サポートライン	・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット ^か 、フルイディックボンブ、MERC交換型造心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン <u>姿安全し重要な施設のスチームジェットポンプを使用する漏えい液回収するラ</u> インは主配管	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであるため、主配管としない。
К	小型機器等からの排気ライン	・小型ボット、サンブリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器 (容器、グローブボックス、フード等)からの排気ラ インでないため、主配管としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための 一般ユーティリティライン	・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質 等を含まない一般ユーティリティライン(水、空気、蒸気、試薬) ・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン (水、空気、蒸気、試薬) ・保中時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用 する一般ユーティリティライン	適常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主配管としない。
М	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への 安全冷却水供給ライン	 ・ 崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援[*]に係らない貯積、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン ※安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建量 換気設備のセル内クーラー等〜安全冷却水を供給するラインは主配管 	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援 を担保する主要な機器(容器、熱交機器等)へ安全冷 却水を供給するラインでないため、主配管としない。
N	将来増設用ライン	・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン	・安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであるため、主配管としない。
個別	分類A~Nの共通的な理由以外のライン	別紙1-2-○ 本文2. (4) に記載の対象。	・別紙1-2-○ 本文2. (4) に記載の理由。

- 3. 要求される耐震クラスの考え方
- (1) 事業変更許可申請書の耐震クラス

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」、「添付書類六 第1.6-5表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類」及び「添付書類六 第1.7.18-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類」(以下、「クラス別施設等」という。)を踏まえて実施する。

前処理建屋換気設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図に示す。

<安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設				
未又	示 机機能	土即省有外	S	B/C	1.2Ss		
第24条:廃棄施設	放射性気体廃棄物の処理 及び排気						
第28条:換気設備	換気設備による換気						
	放射性物質の保持機能	主配管(建屋換気系)	0	0	_		
第10条:閉じ込めの機能	放射性物質を保持する系 統の負圧維持	工癿 自 (足座)类人(水)					
	設計基準事故時における 閉じ込め機能						

<安全機能を有する施設の凡例>

S:耐震Sクラス (耐震重要施設)

B/C:耐震B/Cクラス

1.2Ss: 基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能 が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	重大事故等対処設備						
米 人	术机械柜	土即官名称	(S)	(B) / (C)	S	B/C	1.2Ss		
第39条:冷却機能 の喪失による蒸発 乾固に対処するた めの設備	セルへの導出経路 の構築及び代替セ ル排気系による対 応(管理放出:蒸発 乾固)								
第40条:放射線分 解により発生する 水素による爆発に 対処するための設 備	セルへの導出経路 の構築及び代替セ ル排気系による対 応 (管理放出: 水素 爆発)	主配管(代替換気系)	0			_	0		

<重大事故等対処設備の凡例>

- (S):安全機能を有する施設(耐震Sクラス)の機能を代替する重大事故等対処設備
- (B)/(C): 安全機能を有する施設(耐震B/Cクラス)の機能を代替する重大事故等対処設備
- S:代替する安全機能が無い重大事故等対処設備(耐震Sクラス)
- B/C:代替する安全機能が無い重大事故等対処設備(耐震B/Cクラス)
- 1.2Ss: 基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設等に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震Sクラス、それ以外の主配管の範囲は耐震B/Cクラスである。

前処理建屋換気設備と一部兼用する重大事故等対処設備であって、地震を要因とした重大事故等時において機能を期待する代替換気設備の主配管は、常設耐震重要重大事故等対処設備とし、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能が維持できる設計とする。

前処理建屋換気設備の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (1/3)

間接支持構造物 (注4) (注10) (注1) (注9) (注2) (注3)
耐震 耐 震 クラス (注5) クラス別施設 耐震 施設名 適用範囲 適用範囲 適用範囲 適用範囲 適用範囲 プルトニウムを含む 溶液を内蔵する系統及 冷却水設備安全冷 ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋 グローブボックス (定量 ポット,中間ポット及び脱 脱硝施設 硝酸プルトニウム S S 機器等の支持構造 S 冷却水設備安全冷 却水系 第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池 び機器 (つづき) 混合槽 非常用電源建屋 制御建屋 硝装置) (注12) 成合情 一時貯槽 定量ポット 中間ポット 脱硝装置 S 酸及び溶 溶媒回収設備 機器等の支持構造 分離建屋 s 媒の回収 第1洗浄器 施設 高レベル放射性液 5) 上記3)及び4)の系統 及び機器から放射性物 質が漏えいした場合に、 その影響の拡大を防止 するための施設 体廃棄物又はプル トニウムを含む溶 液を内蔵するSク ラスの系統及び機 器を収納するセル、 グローブボックス 及び配管収納容器 並びにせん断セル (注12)

S

S

機器等の支持構造

前処理建屋

屋 非常用電源建屋 制御建屋

分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋 (2/3)

第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池

蒸気供給設備安全 蒸気系

その他再 処理設備

の附属施 設

(つづき)

(つづき)

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	造物	間接支持構造物 (注4)	波及的影響を考慮すべき設備
耐 震 クラス	クラス別施設	施設名	適用範囲	(注1) 耐震	適用範囲	(注2) 耐震	適用範囲	(注3) 耐震	(注4) (注10) 適用範囲	(注5) 適用範囲
S	6) 上記3), 4)及び5)に 関連する施設で放射性 物質の外部への放出を 抑制するための施設 (つづき)	気体廃棄 物の廃棄 施設	Sクラスのセル等 の排気系及び建屋 排気フィルタユニッ トから建屋排風機 を経てダンパまで の範囲	クラス S	第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 高レベル廃液ガラス固化建産機気設 備のセル内クーラ	S S S	機器等の支持構造物	クラス S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・ブルトニウム混合 脱硝建屋 高レベル廃液ガラス間化建 星 東常用電源建屋	
			ウラン・ブルトニ ウム混合酸化物貯 蔵建屋換気設備 貯蔵室から排 風機までの範 囲	S	第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s	機器等の支持構造物	S	押事用地の建築 制御建屋 洞道 ウラン・ブルトニウム混合 酸化物貯蔵建屋 非常用電源建屋 制御建屋	
			主排気筒	S					支持鉄塔,基礎	
		液体廃棄 物の廃棄 施設	高レベル廃液濃縮 缶凝縮器 減衰器	s s			機器等の支持構造 物		分離建屋	
		放射線管理施設	主排気筒の排気筒モニタ	S	第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s	機器等の支持構造物		主排気筒管理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(3/3)

(つづき)

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構造物 (注4)	波及的影響を考慮すべき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)	(注4)	(注5)
クラス	/ / //////////////////////////////////	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
В	1)放射性物質の放出を 伴うような場合に、そ の外部放散を抑制する の動態設で、Sクラ スに属さない施設	気体廃棄 物の廃棄 施設		В			機器等の支持構造物	В	前処理建屋 分離建屋 特製建屋 ウラン・ブルトニウム混合 関係を 高レベル廃液がラス 固化建 低レベル廃液・処理 建屋 低レベル廃薬・物処理・バー ナブルボイズン処理・バー ナブルボイズン処理 屋 のが建屋	
			高レベル廃液ガラ ス固化廃ガス処理 設備の廃ガス洗浄 液槽	В			機器等の支持構造物	В	高レベル廃液ガラス固化建 屋	
			Bクラスのセル等 の換気設備 Bクラスのセ ル等から排風 機を経てダン パまでの範囲	В			機器等の支持構造物	В	前処理建屋 分離建屋 特製建屋 ウラン・ブルトニウム混合 脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建 屋 分析建屋	
		セル等	Bクラスの設備を 収納するセル等	В						

- (注1) 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。
- (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物 (建物・構築物) をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある 設備であり、主要設備等に適用される地震力により、上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。
- (注6) 第1切断装置は、固体廃棄物の廃棄施設であるが、燃料計解設備のチャンネルボックス・バーナブルボイズン取扱ピットに設置しているため、 当該ピットへの波及的影響を考慮すべき設備として、本欄に記載するものとする。
- (注7)第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンはBクラスであるが、Sクラスの遮蔽容器と一体構造のため、Sクラス施設に適用される地震力に 対し、耐えるように設計する。
- (注8) 使用済燃料輸送容器管理建屋の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアは、輸送容器に波及的破損を与えないよう設計す
- (注9) 溶解設備のハル洗浄槽,水バッファ槽,分配設備のブルトニウム洗浄器,分離建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽,第9一時貯留処理槽,第10一時貯留処理槽,精製建屋一時貯留処理設備の第4一時貯留処理槽及び溶媒回収設備の溶媒再生系分離・分配系の第1洗浄器はBクラ
- 貯蔵建屋,低レベル廃液処理建屋,低レベル廃棄物処理建屋,チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋,ハル・エンドピース貯蔵建
- 所成連星、はレベル廃棄物貯蔵建星及び分析建屋の遮蔽設備はBクラスとする。 展、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び分析建屋の遮蔽設備はBクラスとする。 (注11) ブルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器で8クラスとする設備のうち、臨界の発生防止の観点で形状寸法管理を行う設備は、溶解設備 の溶解槽(連続式)からウラン・ブルトニウム混合脱硝設備の混合槽に至るブルトニウム溶液の主要な流れに位置する設備並びにプルトニウム 精製設備のブルトニウム溶液一時貯槽,プルトニウム濃縮液一時貯槽,リサイクル槽,希釈槽,分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理 槽,第2一時貯留処理槽,第7一時貯留処理槽,第8一時貯留処理槽,精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽,第2一時貯留処理槽,第2一時貯留処理槽, 第3一時貯留処理槽及びウラン・ブルトニウム混合脱硝設備の一時貯槽とする。また、これらの設備はブルトニウムを含む溶液を内臓する機器
- としてもSクラスに属する設備であり、これらを収納するセル等もSクラスとする。よび、これのの政権はスプレーディンと自己は代表といめような場合という。 (注12) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ポット、中間ポット及び脱硝装置のグローブボックスは、損傷により公衆に与える放射線の影響が十分小さいためBクラスとする。ただし、収納するSクラスの機器へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるよう に設計する
- (注13) 北換気筒はCクラスであるが、Sクラスの冷却塔へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。

添付書類六 第1.6-5表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 抜粋(1/2)

(つづき)										
第36条 冷却機能の喪失による系 系状機能	発軟圏の拡大の防止のための影	R 傳	代替する機能を有する安全機能を (()内は、設計基準対象の設 設備及びその副標重要度分	翼を兼ねる	股關分類	直打	发 支持構造物	間接支持構造物		建 草
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要 度分類	分類					10.5
竹郎ループ通水による冷却	代替安全所却水系	内部ループ配管・弁 売却コイル配管・弁 売却ジャケット配管・弁 売却が来が許水配管・弁	安全府却水系	S	常設耐霧重要重大事故等对処設備	機器・配管等の支持構造物	常於耐霧重要重大事故等対処設備	前処理準拠、分離準拠、精製準度、 クラン・ブルトニウム最合設構準 歴、高レベル廃放ガラス製化準圏	Sa	-
	水供給股備	第1貯水槽		•		第41条に記載	t	•		
介播等への往水	代替安全冷却水系	機器注水配管・弁 帝却水往水配管・弁	安全帝却水系	s	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常股副興奮要重大事故等対処股傷	前処理準屋、分離堆屋、精製堆屋。 ウラン・ブルトニウム混合脱硝準 屋。高レベル廃放ガラス調化準屋	Sa	
	水供給股備	第1貯水槽				第41条に記載	t	•		
台雄コイル等への適水による冷却	代鞍安全希埠水涌	冷却コイル配管・弁 冷却ジャケット配管・弁 冷却水給排水配管・弁	安全詹姆水系	S	常設耐賽重要重大事故等对処股團	機器・配管等の支持構造物	常設耐製重要重大事故等対処設備	前処理集組、分解集組、精製集組、 ウラン・ブルトニウム混合説領集 歴、高レベル廃放ガラス個化集組	Sa	-
	水供給股備	第1貯水槽		•	•	第41条に記載	t	•		
ふへの側面総数の構象及び代替 が必要点による対応	でも構造機構 でも構造機構 でも対象を表現を表現	松等・中 海産型のガスの成計書からセルに を利用ニートフィルタ 利用語 下面報報等 高レベル原政機能 高レベル原政機能 取上ジュクタ解解 対成分解語 経療的以下 ダクト ダクト ダンベ 経験的 が を が を を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が が が が が が が が が が が が が	将傳動原式大松應設備	S	來的新興重要重大事故等对於設備	機器・配管等の大持構造物	发散树膏重复生大等品等对机改模	の代目を見、分を音楽、計算音楽、 のグラン・アントルの人の色音楽器 思、高レール集成グラン製化集器	Sa	
		冷却水配管・井 (凝縮器)	安全治却水系	s	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設副震重要重大事故等対処設備	前処理集風,分離集風,精製集風。 ウラン・ブルトニウム混合脱硝準 風。高レベル廃液ガラス固化維風	Sa	
	水供給股備	第1貯水槽				第41条に記載	t			
	代替セル排気系	ダクト・ダンパ 主排気値へ排出するユニット	非 医换気設備	s	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐需重要重大事故等对処設備	前処理庫屋、分離庫屋、精製庫屋。 ウラン・ブルトニウム混合脱級庫 屋、高レベル廃級ガラス図化庫屋。 洞道	Sa	ŀ
		主排気筒	(主排気筒)	(S)	常設副震重要重大事故等対処設備	_	_	支持鉄塔、基礎	Sa	1

添付書類六 第1.6-5表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 抜粋(2/2)

(つづき)											
第36条 放射線分解により発生する		とめの設備	代替する機能を有する安全機能を (()内は、設計基準対象の設		設備分類					Τ	
系統機能			設備及びその副業重要度分	設備及びその副標重要度分類] 設備 副標重要		直接支持構造物		間接支持構造物		建物· 構築物	
水楽爆発を未然に防止するための	股體名称 代替安全圧縮空気系	構成する機器 水素機気配管・弁	政 编	度分類	分類					+	
空気の供給		機器圧縮空気供給配管・弁	1							_	
			1							-	
		建 屋内空気中離配管	安全圧縮空気薬	s	常設耐需重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐需重要重大事故等刘弘設備	前処理準圧、分離準圧、精製準圧。 ウラン・ブルトニウム混合脱級準	Sa	-	
		圧縮空気自動供給貯槽	AECHEAN		**************************************	機器・配管等の文符構造物	市政府民主义工人于以 中八八政策	屋、高レベル廃液ガラス関化建屋		-	
		圧縮空気自動供給ユニット					_				
		機器圧縮空気自動供給ユニット								_	
水素爆発の再発を防止するための 空気の供給	代替安全圧縮空気系	機器圧縮空気供給配管・弁								+-	
Z.A. PAN		建屋内空気中離配管	安全圧縮空気系 S 常l	WATERWY.			機器・配管等の支持構造物	常設副霧重要重大事故等对処設備	前処理準度、分離準度、精製準度、 ウラン・ブルトニウム混合脱級律		
		圧縮空気手動供給ユニット		S常設副價重要重大事故等対処設備	機器・配官等の又持構造物 系数削製量要重大事故等対処数据	歴,高レベル廃液ガラス関化準度	Sa	-			
セルへの復出経路の標準及び代替	de at MERIO AN	配管・弁								-	
セル排気系による対応	C. P. OF LABOR ME		1					前兒痒雅用,分醫雅用,類製排用。		-	
		隔離弁								-	
		水針安全器	Ī							-	
		将槽類廃ガス処理設備からセルに 導出するユニット	塔槽類廃ガス処理設備	S	常設副震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設副雲重要重大事故等対処設備	ウラン・ブルトニウム混合脱硝酸 歴、高レベル廃液ガラス個化準度	Sa	_	
		セル専出ユニットフィルタ	t							-	
		ガクト・ガンパ	†							-	
	代替セル排気系	グ クト・ダンパ						前処理豫局、分離豫局、精製豫局、		1	
		主排気筒へ排出するユニット	準壓換気設備	s	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐餐重要重大事故等对处設備	クラン・ブルトニウム混合脱硝酸 屋、高レベル廃後ガラス関化蜂屋、 洞道	Ss	-	
		主排気筒	(主排気筒)	(S)	常設副養重要重大事故等対処設備	-	-	支持鉄塔、基礎	Sa	-	

添付書類六 第1.7.18-1表 (1/2) 主要な重大事故等対処設備の設備分類 抜粋

第1.7.18-1 表 主要な意大孝故等対処役権の投債分類 第15条 治均機能の喪失による蒸発発調に対処するための設備										
系統機能	投備		重大事故等対処設備 の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置。 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設		
	設備名称	構成する機器	常設/可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重/非安重	設備	
を小一の最初世間 の構造及び仕事の の の の の の の の の の の の の の	セル導出設備	ダクト・ダンバ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内	安重	塔槽類廃ガス処理設備	
		可搬型ダクト	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外			
		可樂型配管	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外			
		可搬型建屋内ホース	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外			
	克馨七小排发 素	ダクト・ダンバ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外		建压换気設備	
		主排気筒へ排出するユニット	常設	常設耐震重要重大事故等对処股偏	0	0	屋内			
		可搬型フィルタ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外	安重		
		可搬型デミスタ	可搬型	可搬型重大事故等对処股備	0	0	屋内・屋外			
		可搬型ダクト	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外			
		可搬型排風機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内			
		主排気筒	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋外	安重	(主排気筒)	

添付書類六 第1.7.18-1表 (2/2) 主要な重大事故等対処設備の設備分類 抜粋

				第1.7.18-1表 主要な重大事故等対					
				放射線分解により発生する水素による	爆発に対処す	るための設備			
系統機能	設備		重大事故等対処設備 の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置, 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器	常設/可搬型	分類	内的事象	外的事象	屋内と屋外の両方該当する場 合は「屋内・屋外」と併記	安重/非安重	
ヒルへの導出経路 の構築及び代替セ レ排気系による対	セル導出設備	配管・弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内		塔椿類廃ガス処理設備
,		隔離弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内		
		水封安全器	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内		
		塔椿類廃ガス処理設備からセ ルに導出するユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内	安重	
		セル導出ユニットフィルタ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内		
		ダクト・ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内		
		可搬型ダクト	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外		
	代替セル排気系	ダクト・ダンパ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外		建屋換気設備
		主排気筒へ排出するユニット	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	屋内		
		可搬型フィルタ	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外	安重	
		可搬型ダクト	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内・屋外		
		可搬型排風機	可搬型	可搬型重大事故等対処設備	0	0	屋内		
		主排気筒	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	0	0	量外	安重	(主排気筒)



第5-1図(1) 前処理建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図



第5-1図(2) 前処理建屋換気設備の耐震クラス範囲の概要図

(2) 前処理建屋換気設備に係る系統機能と耐震クラス

各主流路の範囲に含まれる主要機器及び主配管(「2. (3)主流路の範囲の設定」に示す)に対する系統機能(「2. (1)要求される機能、性能について」に示す)ごとの耐震クラスを第5-1表に示し、各主要機器及び主配管の耐震設計を整理した。なお各主要機器の耐震設計は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の最上位の耐震クラスを示す。

第5-1表の耐震クラスの凡例を以下に示す。

<安全機能を有する施設の凡例>

S:耐震 S クラス (耐震重要施設)

B/C: 耐震 B/C クラス

1.2Ss: 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能 が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

(S): 安全機能を有する施設(耐震Sクラス)の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C): 安全機能を有する施設(耐震 B/C クラス)の機能を代替する重大事故等対処設備

S:代替する安全機能が無い重大事故等対処設備(耐震Sクラス)

B/C: 代替する安全機能が無い重大事故等対処設備(耐震 B/C クラス)

1.2Ss: 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

なお、波及影響を考慮する機器の耐震設計はクラス別施設表に基づき記載し、それら以外の機器については「補足説明資料 耐震建物30」にて整理する。

(3)下位クラス接続等の留意すべき設備 該当なし

				設計	基準対象の旅	正 設		重大事故等	穿対処設備	
			第24条	第28条		第10条		第39条	第40条	
設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	放射性気体 廃棄物の処 理及び排気	換気設備による換気	放射性物 質の保持 機能	放射性物 質を保系 の 負圧 持	設計基準 事故時に おけ込め機 能	セルへの導出経 路の構築及び代 替セル排気系に よる対応 (管理 放出:蒸発乾 固)	セルへの導出経 路の構築及び代 替セル排気系に よる対応 (管理 放出:水素爆 発)	耐震設計
それのある	密棄物の処理及び排気,換気設備による 区域に係る範囲>:[セル等]⇒溶解槽 注排気筒]								おける閉じ込め機	能<セル等の汚染のお
	主配管 (建屋換気系)	静的	S, B	S, B	S, B	S, B	S, B	_	_	S/-、B/-
	溶解槽セル排気フィルタユニット	静的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
	主配管 (建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	-	_	S/-
建屋換気設 備	溶解槽セル排風機	動的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
	主配管 (建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
	主配管 (建屋換気系、代替換気系)	静的	S	S	S	S	S	(S), 1.2Ss	(S), 1.2Ss	S/(S), 1.2Ss
			左記	記録備の耐震詞	受計は、				にて記	載。
[主排気 筒]	[主排気筒]				左記設備の	の耐震設計は	は、別紙1-3	主排気筒にて記載	龙。	
	廃棄物の処理及び排気,換気設備による 函域に係る範囲>:[セル等]⇒セル排							設計基準事故時に	おける閉じ込め機	能<セル等の汚染のお □] ⇒ [主
	主配管 (建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	-	-	S/-
	セル排気フィルタユニット	静的	S	S	S	S	S	_	=	S/-
	主配管 (建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
建屋換気設 備	セル排風機	動的	S	S	S	S	S	-	_	S/-
	主配管(建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
	主配管(建屋換気系、代替換気系)	静的	S	S	S	S	S	(S), 1.2Ss	(S), 1.2Ss	S/(S), 1.2Ss
]		左記	記備の耐震詞	役計は、				にて記	載。
[主排気 筒]	[主排気筒]				左記設備の	の耐震設計は	は、別紙1-3	主排気筒にて記載	、	
	廃棄物の処理及び排気,換気設備による 函域以外の範囲>:[室⇒]建屋排気フ						の負圧維持,	設計基準事故時に	おける閉じ込め機	能<セル等の汚染のお] →[主排気
	建屋フィルタユニット	静的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
	主配管(建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
建屋換気設	建屋排風機	動的	S	S	S	S	S	_	_	S/-
備	主配管(建屋換気系)	静的	S	S	S	S	S	-	-	S/-
	主配管(建屋換気系、代替換気系)	静的	S	S	S	S	S	(S), 1.2Ss	(S), 1.2Ss	S/(S), 1.2Ss
			左記	記備の耐震記	役計は、				にて記	載。
[主排気 筒]	[主排気筒]				左記設備の	の耐震設計は	は、別紙1-3	主排気筒にて記載	₺ 。	

				設計	基準対象の加	也設		重大事故等	等対処設備			
			第24条	第28条		第10条		第39条	第40条			
設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	静的)		設計基準 事故時に おける関 じ込め機 能	セルへの導出経 路の構築及び代 替セル排気系に よる対応 (管理 放出:蒸発乾 固)	セルへの導出経 路の構築及び代 替セル排気系に よる対応 (管理 放出:水素爆 発)	耐震設計				
	出経路の構築及び代替セル排気系による り排気ライン>:[導出先セル]⇒	対応(管	理放出:蒸発	乾固),セル			び代替セル排 気するユニッ		管理放出:水素爆	発)<導出先セルから		
建屋換気設備	主配管(建屋換気系、代替換気系)	静的	S	S	S	S	S	(S), 1.2Ss	(S), 1.2Ss	S/(S), 1.2Ss		
代替換気設 備	(注配管 (代替換気系)] 左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-5 代替換気設備にて記載。											
	出経路の構築及び代替セル排気系による D排気ライン>:[主排気筒へ排気する Bg備と				「可搬型排							
	[主配管(代替換気系)]											
	[可搬型フィルタ]											
代替換気設 備	[主配管(代替換気系)]			左言	記設備の耐震	設計は、別	紙1-2-4-1-5	5 代替換気設備に	て記載。			
	[可搬型排風機]											
	[主配管(代替換気系)]											
建屋換気設	主配管(建屋換気系、代替換気系)	静的	静的 S S S				S	(S), 1.2Ss	(S), 1. 2Ss	S/(S), 1.2Ss		
備			左記	己設備の耐震詞	受計は、				にて記	載。		
[主排気 筒]	[主排気筒]				左記設備	の耐震設計は	は、別紙1-3	主排気筒にて記載	載 。			

4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。抽 出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6 別紙 1-2における共通的な記載事項」に示す。

また、前処理建屋換気設備の設計図書等の色塗りについては、兼用設備があることから、設備範囲及び主流路となる範囲が明確になるように着色(設計基準対象の施設に係る系統機能は赤、重大事故等対処設備に係る系統機能は緑)する。

以上

添付1 別紙2 機能要求②抜粋

(前処理建屋換気設備)

共通09 別紙2一覧参照

______ 名称

第24条:廃棄施設

第28条:換気設備

第10条:閉じ込めの機能

第39条:冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

第40条:放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
3	気体廃棄物の廃棄施設は、各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう、放射性物質の核種、性状、濃度に応じて、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ等で洗浄、ろ過等の処理をした後、十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	せん断処理・溶解魔ガス処理設備 (許可文中、第7.2-1表、第7.2-2図) 塔槽額魔ガス処理設備 (許可文中、第7.2-2表~12表、第7.2-5図~15図) 高レベル魔液ガラス固化魔ガス処理設備 (許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図) (許可文中、第7.2-14表~28表、第7.2-19図~33図) 北換気筒 (許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図) 低レベル魔薬物処理建屋換気筒 (許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図) 主排気筒 (許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図) 【機能要求②】 浄化機能に関わる廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、ルテニウム吸着塔、凝縮器等の機器 排気性能に関わる非風機 気体廃棄性能に関わる主排気筒	→ (別紙1-2、別紙1- 3) へ展開	・放射性気体廃棄物の処理及び排気 (北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主 排気筒については、別紙1-3へ展開)	24条-3
4	液体廃棄物の廃棄施設は、周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう、廃液の放射性物質の核種、性状、濃度に応じてろ過、脱塩、蒸発処理を行い、放射性物質の量及び濃度を確認した上で、十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	液体廃棄物の廃棄施設 (許可文中、第7.3-1表~3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図) 【機能要求②】 液体の廃棄処理に関わる第1低レベル廃液蒸発缶等の機器 廃液の浄化機能に関わる第1ろ過装置等の機器 液体廃棄性能に関わる第1万過装置等の機器 主配管	→ (別紙1−2) 〜展開	・放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	24条-4

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開	
7月11117		女不怪儿	工/よ以 佣	機能名称	基本設計方針紐付け番号
4	放射線障害を防止するために、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射線業務従事者に外気を供給する設計とし、必要な換気能力を有する設計とする。	評機能要求① 機能要求②	各建陸換気設備の建屋送風機 (許可文中、第7.2-14表~28表、第7.2-19図~33図) 【機能要求②】 使用済燃料曼入丸・貯蔵建屋排気系 使用済燃料曼入丸・貯蔵建屋排気系 前処理建屋排気系 う離建屋排気系 精製建屋排気系 うランル・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 カラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 (カラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 カラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 (ボレベル廃液がガラス固化健産排気系 第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系 (ボレベル廃棄物処理建屋排気系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系 機能要求②は、上記設備の排風機及びダクトとする。 評価要求の検気能力は、上記設備のうち、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系とする。	⇒ (別紙1−2) 〜展開	28条-4, 5
5	換気設備は、給気系及び排気系で構成し、汚染の程度 の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって 空気を流す設計とし、給排気量を適切に設定及び調節 することにより、汚染のおそれのある区域を清浄区域 より負圧に維持するとともに、適切な換気・空調を行 う設計とする。	機能要求①機能要求②	各建屋換気設備の建屋送風機 (許可文中、第7.2-14表~28表、第7.2-19図~33図) 【機能要求②】 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備 前処理建屋換気設備 う が建屋換気設備 う が建屋換気設備 ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋換気設備 ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋換気設備 ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋換気設備 第1 ガラス固化建屋換気設備 第1 ガラス固化性脂酸湿原換気設備 低レベル廃液が列型建屋換気設備 低レベル廃液砂処理建屋換気設備 のル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 バレベル廃薬が処理建屋換気設備 バル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 テャンネルボックス・パーナブルボイズン処理建屋換気設備 分析建屋換気設備	(为明秋1 一 2)	

	++- 1.=n.=1.1.A1		$N_{+}/N_{-} \Rightarrow \Pi_{+}/H\Phi$		共通09 別紙への展開	
項目番号	基本設計方針		主な設備 プルトニウム精製設備の注水槽,注水槽の液位計 ・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ・施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 ・使川済燃料受人れ設備(燃料取出し設備) ・使川済燃料貯蔵設備(燃料移送設備,燃料貯蔵設備,燃料送出し設備,プール水冷却系,プール水浄化系,補給水設備) ・ 世 用 所燃料貯蔵設備(燃料移送設備,燃料貯蔵設備。 燃料 送出し設備 が 一 ル 水冷却系 が 一 ル 水冷地系 が 一 水冷化系 が 一 か か と 小 か と は 一 か か と か と か と か と か と か と か と か と か と		共通09 別紙への展開機能名称	基本設計方針紐付け番号
	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉込め機能を有する施設(以下「セル等」という。)しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区に閉じ込める設計とする。	機能要求②	・精製基保 一般計學処理設備 ・ ウラン 動部設備(受入4系、蒸発薬縮系、ウラン・ブルトニウム混合設備系、焙焼・還元系、粉体系) ・ ウラン・ガルトニウム混合設備設備(密放展ス ・ 微型に収設値(今離・分配系、ブルトニウム精製系、ウラン特製系、溶媒処理系) ・ 少シン修び物が検設備 ・ 治型制御設備 ・ 計画制御設備 ・ ・ とん財処理・溶解窓ガス処理設備 ・ でラスルルニウム混合酸化物的核設備 ・ 計画制御設備 (前) 「海球の工業、第一次の工業と関係 ・ でラスルの工業で、ウラン系)、 等信知窓ガス処理系(クの維建保)、バルセーク窓ガス処理系(分離基保)、 等情知窓ガス処理系(ウラン系)、 等信知窓ガス処理系(クラン系)、 バルセーク窓ガス処理系(特製建 (前) 。 高球の理系の ランシの計画、 「一の大型の大型、 でランスルトニウム系)、 バルセーク窓ガス処理系((病) 。 高球の理系の ・ でランス)、 等信知窓ガス処理系(いったり、 でルールのこの上の全の動計集所信和窓ガス処理系 (病) 。 高球の理念ガス処理系(のテンス・デーナブルボイズン処理経験(のテンアルトニウム会の動計集所信和窓ガス処理系) (病) 下の大型を設定を表するの理系、 でランスの主義が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	⇒ (別紙1−2、別紙1− 3) 〜展開	・放射性物質の保持機能 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-1

項目番号	基本設計方針	主な設備		共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
	設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・清澄・計量設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・カラン 指製設備 ・カラン 指製設備 ・ 地方の本質型設備 ・ カラン・ブルトニウム特型設備 ・ 地方の本質型設備 ・ 地方の本質型設備 ・ 地方の本質型設備 ・ 地方の本質型設備 ・ 地方の本質型設備 ・ 地方の大変を表して、	⇒ (別紙1−2、別紙1− 3) 〜展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収・室等の漏えい拡大防止 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-6
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し,万一液体状の 機能要求① 放射性物質が漏えいした場合は,漏えいを検知し,漏 機能要求② えいの拡大を防止するとともに,漏えいした液の移送 評価要求 及び処理ができる設計とする。	・使用済燃料貯蔵設備(プール水浄化系) ・ウラン精製設備 ・ウラン脱消で、受入系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系) ・溶媒回収設備(プルトニウム精製系) ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系) ・低レベル廃液処理設備(第1低レベル廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、海洋放出管理系) ・低レベル固体廃棄物処理設備(低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系) ・低レベル固体廃棄物処理設備(低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系) ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備(廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系) ・分析設備 上記の設備のうち、室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流による場合:漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合:漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備		・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-7
9	使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から、ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統から供給する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。なお、沸騰するおそれのある又はnードデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液をスチームジェットポンプにより移送する場合に使用する安全蒸気系の設計については、第2章個別項目の「7 その他更処理	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・プルトニウムとでは、	⇒ (別紙1-2、別紙1- 3) 〜展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-9
10	した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設 評価要求 計とする。 冒頭宣言	・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系) 上記の設備のうち、臨界防止として、液厚管理の必要がある漏えい液受皿	→ (別紙1-2、別紙1- 3) 〜展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-10

項目番号	基本設計方針 要求	求種別	主な設備		共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
11	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計とする。	要求	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 ・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち、連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液 受皿、漏えい検知装置	→ (別紙1−3) 〜展開 ・セル等の漏えい	小拡大防止及び漏えい液回収	10条-11
13	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質 の漏えいを検知できる設計とする。	要求① 要求②	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 セル内に熱媒を供給する設備の経路上に設置している計測制御設備	→ (別紙1−3) 〜展開 ・熱媒中への使り	月済燃料等の漏えい検知	10条-13
	4.1.4 放射性物質を取り扱う設備,セル等及び室の 負圧維持 ブルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包す る系統及び機器,セル等並びにこれらを収納する建屋 は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常局、セル等成及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 また、上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器,セル等並びにこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 なお、放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については、第2章 個別項目の「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。	要求宣家求言	・分離設備 ・ うかしている特製設備 ・ 特製建屋一時貯留処理設備 ・ 持製建屋一時貯留処理設備 ・ ウラン・ブルトニウム精製設備 ・ ウラン・ブルトニウム混合既高設備 (溶液系, ウラン・ブルトニウム混合脱高系, 溶焼・選元系, 粉体系) ・ かりラン・ブルトニウム混合既高設備 (溶液系, ウラン・ブルトニウム混合脱高系, 溶焼・選元系, 粉体系) ・ 高速回収設備 (第1 酸回収系, 第2酸回収系) ・ 容装回収設備 (落1 酸回収系, 第2酸回収系) ・ 容装回収設備 (落1 酸回収系) ・ 治精短廃ガス処理系(が) ・ 治精短廃ガス処理系(が) ・ 治性原皮がス処理系(が) ・ 治性原皮がス処理系(が) ・ お精種原産ガス処理系(が) ・ お精種原産ガス処理系(が) ・ お精種原産ガス処理系, のラン・アルトニウム混合脱高建量塔槽類廃ガス処理設備。 高レベル震縮廃放塞ガス処理系(体) ・ 高レベル震縮廃放室ガス処理系, 死溶解疫液療がス処理系, 低レベル廃液処理達屋塔槽類廃ガス処理設備。 のシ・アルトニウム混合脱高建屋塔槽類廃ガス処理設備。 高レベル震線が変出来系、廃溶媒処理廃がス処理系、体レベルを廃棄物処理が、低レベルを薬物処理が、のサンネルボックス・バーナブルボイズン処理及構、ガル・エンドビース貯蔵は屋が着類の上の実施が、ラケン・ガルトニウム混合脱合状屋が有類にある。 一般気散備、分析達屋塔槽な系、からシル脱合な歴状気系、ウラン・ブルト・ロム混合脱高状屋排気系, 前 20里建屋排気系 、分離建屋排気系、からシル脱合な歴状気系、ウラン・ブルト・ロム混合脱高状屋排気系、前 20里建屋排気系 、分離建屋排気系、低レベル廃液が可避健屋排気系、がり、1 が、1 が、1 が、1 が、1 が、1 が、1 が、1 が、1 が、1 が	⇒ (別紙1−2) 〜展開 • 放射性物質を	保持する系統の負圧維持	10条-15
16	設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	要求① 要求②	・分離設備 ・分配設備 ・ブルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・持製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・ブルトニウム混合脱硝設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝系, 焙焼・還元系, 粉体系) ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備, 塔槽類廃ガス処理系(分離建屋), パルセータ廃ガス処理系(分離建屋), 塔槽類廃ガス処理系(「かルトニウム系」, パルセータ廃ガス処理系(精製建屋), ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備。高レベル機縮廃液廃ガス処理系, 不溶解残渣廃液廃ガス処理系) ・高レベル熔液ガラス固化廃ガス処理設備 ・養気設備(前処理建屋排気系, 分離建屋給気系, 分離建屋排気系, 精製建屋給気系, 精製建屋排気系, ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋排気系, 高レベル廃液ガラス固化をガス処理設備 ・接気設備(前処理建屋排気系, 分離建屋給気系, 分離建屋排気系, 市製建屋排気系, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系, 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備(高レベル廃液機縮系) 上記の設備のうち, 主要な系統及び機器	⇒ (別紙1−2) 〜展開 ・ 設計基準事故	時における閉じ込め機能	10条-16
17	4.1.5 グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグロー ブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設 計とする。	要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系) 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	→ (別紙1−3) 〜展開 ・GBの密閉構注	化 口	10条-17
18	フードは, 気体廃棄物の廃棄施設により開口部から 機能弱の空気流入風速を確保する設計とする。 機能弱	要求① 要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備(受入れ系, ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(粉体系) ・塔槽類廃ガス処理設備(塔槽類廃ガス処理系(低レベル廃棄物処理建屋)) ・換気設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系, 分離建屋排気系, 精製建屋排気系, ウラン脱硝建屋排気系, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系, 分析建屋排気系) ・分析設備 上記の設備のうち, フード及びフードからの排気系	⇒ (別紙1−2) 〜展開 ・フードの面速約	维持	10条-18

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09 別紙への展開	
	4.1.6 崩壊熱除去 再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性 廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異 常な温度上昇を防止する設計とする。 なお、溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱 による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用す る安全冷却水系の設計については、第2章 個別項目の 「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2 冷却	機能要求②求企業。	 溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 	⇒ (別紙1−2、別紙1− 3) 〜展開	機能名称 ・使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	基本設計方針紐付け番号 10条-19
20	4.1.7 液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は、液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置し、最大容量の機器から全量漏えいした場合においても、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求②評価要求	・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 上記の建屋において,施設外に通じる出入口又はその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する 堰	→ (別紙1−3) 〜展開	・施設外漏えい防止堰の設置	10条-20

添付2 申請対象設備リスト (前処理建屋換気設備)

申請対象設備リスト(系統設備) (1/1)

番号 施設区分				機器名称(許可)	機器名称		基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
1 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	機-02-1	AA	2	2-2	既設	安重	_	s/—	(主化) —	(土化)	EFD番号: EFD_5
2 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備		建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	機-02-2	AA	1	②-2	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号:EFD_5
3 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	セル排風機	セル排風機	ファン	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	機-02-3	AA	2	②-2	既設	安重	_	s/—	_	_	EFD番号:EFD_5
4 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備		溶解槽セル排風機	溶解槽セル排風機	ファン	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	機-02-4	AA	4	②-2	既設	安重	_	s/—	_		EFD番号:EFD_5
5 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	建屋排気フィルタユニッ	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1, 16 24条-3	機-02-6	AA	19	②-2	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号:EFD_5
6 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	セル排気フィルタユニッ	・セル排気フィルタユニット	フィルタ	10条- <mark>1, 16</mark> 24条- <mark>3</mark>	機-02-7	AA	4	②-2	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号:EFD_5
7 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備		溶解槽セル排気フィルタニニット	¹ 溶解槽セル排気フィルタユニット	フィルタ	10条- <mark>1, 16</mark> 24条- <mark>3</mark>	機-02-8	AA	8	②-2	既設	安重	_	S/—	_		EFD番号:EFD_5
8 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備		前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	配-02-1	AA	一式	②-2	既設	安重	_	S/—	_	_	流体1:セル内空気 流体2:建屋内空気
9 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	酉2-02-2	AA	一式	②-2	既設	安重	_	S, B-2/—	_	_	流体1:セル内空気 流体2:GB内空気
10 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備		前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系, 代替換気系)	主配管	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5 【代替換気設 備】 39条-9, 32 【代替換気設 備】 40条-9, 32	酉2-02-3	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設備	_	流体1:セル内空気 流体2:廃ガス
11 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	配-02-4	AA	一式	2)-2	既設	非安重	_	B-2/—	_	_	流体:GB内空気
12 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	10条-1, 15, 16 24条-3 28条-4, 5	配-02-5	AA	一式	2-2	既設	安重	_	S/—	_	_	流体:建屋内空気
13 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系, 代替換気系)	主配管	10条-1,16 24条-3 28条-4,5 【代替換気設備】 39条-9,32 【代替換気設備】 40条-9,32	配-02-6	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設備		流体1:建屋内空気 流体2:廃ガス
14 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備		前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系, 代替換気系)	主配管	10条-1, 16 24条-3 28条-4, 5 【代替換気設 備】 39条-9, 32 【代替換気設 備】 40条-9, 32	配-02-7	AA	一式	②-2	改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設備		流体1:建屋内空気 流体2:セル内空気 流体3:廃ガス
1982 放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	10条-1, 16 24条-3 28条-4, 5 【代替换気設 備】39条-9, 32 【代替换気設 備】40条-9, 32	酉2-07-1	AA, 屋外	一式	②-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設備	_	流体1:建屋内空気 流体2:セル内空気 流体3:廃ガス

添付3 申請対象設備抽出結果 (前処理建屋換気設備) (1) 前処理建屋換気設備

抽出リスト (機器) (1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分	設備区分	機制	後器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設 換気設備	前処理建屋換気設備	一 建屋排風	虱機 3	建屋排風機	ファン	(建屋排風機A) (建屋排風機B)	AA	2	②-2	既設	安重	_	S/—		<u></u>	EFD番号:EFD_5
機-02-2	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 乗施設 換気設備	前処理建屋換気 設備	一 建屋排風	虱機 3	建屋排風機	ファン	(建屋排風機C)	AA	1	2-2	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_5
機-02-3	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設 換気設備	前処理建屋換気設備	一 セル排風	虱機 -	セル排風機	ファン	(セル排風機A) (セル排風機B)	AA	2	2-2	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号:EFD_5
機-02-4	放射性廃棄物の 気体廃棄物の廃 廃棄施設 換気設備	前処理建屋換気設備	— 溶解槽セ	セル排風機	溶解槽セル排風機	ファン	(溶解槽セルA排 風機A) (溶解槽セルA排 風機B) (溶解槽セルB排 風機A) (溶解槽セルB排 風機B)	AA	4	2-2	既設	安重		S/—	_		EFD番号:EFD_5
機-02-6	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設 換気設備	前処理建屋換気設備	一 建屋排気	気フィルタユニット 🧗	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	(建屋排気フィ ルタユニットA~ S)	AA	19	2-2	既設	安重	_	S/—	_		EFD番号:EFD_5
機-02-7	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設 換気設備	前処理建屋換気設備	ー セル排気	気フィルタユニット	セル排気フィルタユニット	フィルタ	(セル排気フィ ルタユニットA~ D)	AA	4	2-2	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号:EFD_5
機-02-8	放射性廃棄物の 気体廃棄物の廃 廃棄施設 乗施設 換気設備	前処理建屋換気設備	溶解槽セ ニット	セル排気フィルタユ	溶解槽セル排気フィルタユニット	フィルタ	(溶解槽セルA排 気フィルタユ ニットA~D) (溶解槽セルB排 気フィルタユ ニットA~D)	AA	8	2-2	既設	安重	_	S/—	_		EFD番号:EFD_5

抽出リスト (配管) (1/1)

【機器等の抽出】

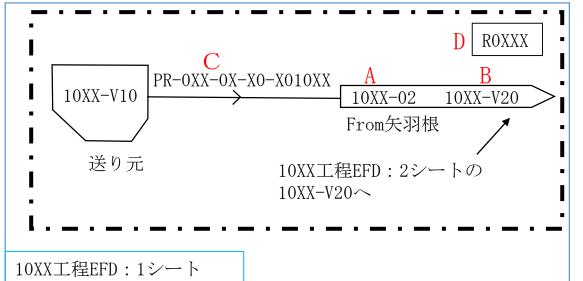
紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
酉2-02-1	放射性廃棄物の 気体廃棄物の廃 廃棄施設 棄施設			_	前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	_	AA	一式	2-2	既設	安重	_	S/—	_	_	流体1:セル内空気 流体2:建屋内空気
酉2-02-2	放射性廃棄物の 気体廃棄物の廃 廃棄施設 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	_	前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管		AA	一式	2-2	既設	安重	_	S, B-2/—	_	_	流体1:セル内空気 流体2:GB内空気
酉2-02-3	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設		HX I/H	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	_	AA	一式	2-2	改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設 備	_	流体1:セル内空気 流体2:廃ガス
酉2-02-4	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	_	前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管	_	AA	一式	2-2	既設	非安重	_	B-2/—	_	_	流体:GB内空気
酉2-02-5	が射性廃棄物の 廃棄施設 (京体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	_	前処理建屋排気系	主配管 (建屋換気系)	主配管		AA	一式	2-2	既設	安重	_	S/—	_	_	流体:建屋内空気
酉2-02-6	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管		AA	一式	2-2	改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設 備	_	流体1:建屋内空気 流体2:廃ガス
酉己-02-7	放射性廃棄物の 廃棄施設 気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	_	AA	一式	2-2	改造	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設 備	_	流体1:建屋内空気 流体2:セル内空気 流体3:廃ガス
酉2-07-1	放射性廃棄物の 気体廃棄物の廃 廃棄施設 乗施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	_	前処理建屋排気系	主配管(建屋換気系,代替換気系)	主配管	_	AA, 屋外	一式	2-2	既設	安重	常設SA	S/(S), 1.2Ss	主:換気設備 従:代替換気設 備	_	流体1:建屋内空気 流体2:セル内空気 流体3:廃ガス

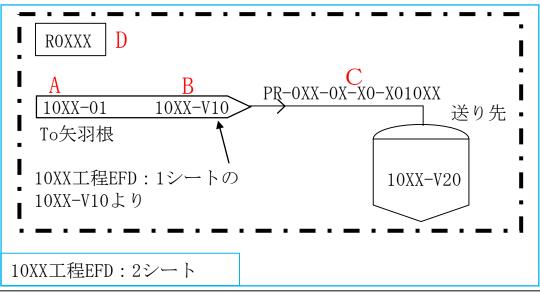
共通09 別紙1-2-4-1-4-1 前処理建屋換気設備 ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号: 1~8

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②— b の理由
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
9	Н	分析試料採取配管であり主配管としない
13	<u>N</u>	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
15	<u>個別1</u>	<u>安重セル以外の排気ダクトのため主流路としない</u>
<u>16</u>	<u>個別2</u>	<u>建屋給気系及び入気ダクトの排気ダクトのため主流路としない</u>

<EFD矢羽根取合い概要>





A:送り元、送り先の工程番号とその系統番号の系統図のシート番号を示す。

「(系統番号:10XX)-(系統番号の系統図のシート番号:01, 02)」

※同一シート内で矢羽根で送り元、送り先を示す場合は、系統番号を省略する場合がある。

B: 送り元、送り先のタンク等を示す。「送り先:10XX-V20,送り元:10XX-V10」

※配管分岐、ヘッダ等から機器へ接続される場合は、Bの記載を「MANIFOLD」 、「HEADER」と記載する。

C: 配管番号を示す。「配管番号: PR-0XX-0X-X010XX」

※他系統の配管を記載する場合は、「(系統番号)+(配管番号)」で示す。

D:部屋番号を示す。「部屋番号:ROXXX」、一点鎖線にて部屋の範囲を示している。

※ From-To の関係にある矢羽根は同一の部屋で取合う。

<矢羽根取合い確認>

- ①From矢羽根内の情報より、To矢羽根が記載されているEFDシートが特定される。(10XX工程、シート番号:2)
- ②From矢羽根が記載されている部屋と同一の部屋にTo矢羽根が記載されている。

(10XX工程、シート番号:2のROXXXの一点鎖線の範囲内にTo矢羽根が存在)

③上記②において、複数の矢羽根が存在している場合はFrom矢羽根の情報(系統番号、シート番号、送り元)及び配管番号が一致しているものが目的のTo矢羽根となる。(10XX工程、シート番号:1、送り元:10XX-V10、配管番号:PR-0XX-0X-X010XX) 60

矢羽根に取合うEFDの シート番号を追加

EFDにシート番号 (EFD_1,EFD_2,・・・)を振る

矢羽根に取合うEFDのシート 番号を追加

EFDにシート番号 (EFD_1,EFD_2,···)を振る

<EFD中の色塗り凡例>

--- : 設計基準対象の施設の系統機能

: 重大事故等対処設備の系統機能

: 設備区分点

: 耐震設計区分点

: 紐付番号区分点

1,2,3... : EFDシート番号

: 主流路としない理由(番号は別紙②-b理由整理表に示す。)

: 2.(4)b. 主要機器として抽出しない範囲で抜粋

○○改備 :本別紙1-2にて説明対象の設備区分

ただし、兼用設備の従登録の設備区分に該当する場合は、^{OOR®}で示す主登録の設備区分において説明

記載方法(左側:DB、右側:SA)

記載凡例:DB耐震クラス、1.2Ss/SA耐震クラス、1.2Ss

DB耐震クラス : S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2

1.2Ssの有無(左側)(起因系):1.2Ss, 無記入

SA耐震クラス : (S), (B), (C), S, B, C

:()は常設耐震重要重大事故等対処設備

:(代替元の耐震クラスを記載)

:()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外

1.2Ssの有無(右側) (対処系):1.2Ss, 無記入









